

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	苫小牧市 国民年金関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

平成31年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	<p>国民年金は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、国民の老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うものである。</p> <p>事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任・受託されており、本市では、以下の事務を行うものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関すること ・同届出の厚生労働大臣への報告に関すること ・任意脱退の承認申請の受理に関すること ・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理・審査に関すること ・国民年金手帳の再交付の申請の受理に関すること ・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・審査に関すること ・障害基礎年金の額の改定の請求の受理に関すること ・申請免除等の申請の受理・審査に関すること ・付加保険料納付の申出の受理・審査に関すること <p>※受理した情報は、日本年金機構へ送付する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苫小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。</p>
③システムの名称	(1) 基幹業務システム(国民年金) (2) 住民基本台帳ネットワークシステム (3) 既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<input type="radio"/> 番号法第9条第1項 別表第1(項番31) <input type="radio"/> 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> [実施しない] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国保課
②所属長の役職名	市民生活部国保課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6429 メールアドレス: kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号: 0144-32-6429 メールアドレス: kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

